

6 その他(臭気対策の実施)

畜産経営に起因する臭気を低減するためには、「畜舎清掃の徹底」、「ふん尿の分離の徹底」、「速やかな堆肥化処理」などの基本技術の励行が重要です。

それでも、臭気を完全になくすことは困難なので、以下の事例などを参考に臭気対策を実施しましょう。



開放型堆肥化施設に消臭シート設置



防塵ネット設置



畜舎周辺に植樹



脱臭槽の設置、改良

<お問合せ先 栃木県農政部関係機関>



窓 口	電話番号	窓 口	電話番号
河内農業振興事務所経営普及部	028-626-3074	那須農業振興事務所経営普及部	0287-22-2826
上都賀農業振興事務所経営普及部	0289-62-6125	安足農業振興事務所経営普及部	0283-23-1431
芳賀農業振興事務所経営普及部	0285-82-3074	畜産酪農研究センター企画情報課	0287-36-0768
下都賀農業振興事務所経営普及部	0282-24-1101	農政部経営技術課技術指導班	028-623-2321
塩谷南那須農業振興事務所経営普及部	0287-43-2318	農政部畜産振興課環境飼料担当	028-623-2350

家畜排せつ物の適正な管理に向けて

飼養規模の拡大・混住化の進行・環境意識の高まる中、環境と調和した畜産を確立するため、家畜排せつ物の適正管理を図る必要があります。

家畜排せつ物の不適正な管理によって、環境問題などが発生すれば、各種法律により、排出者である畜産農家の責任が問われることがあります。

ここでは、**家畜排せつ物を適正に管理する上で、守らなければならないポイント**について、事例を紹介していますので、御自分の管理状況をチェックして、適正な管理ができていますか確認しましょう。

1 家畜排せつ物の発生量等に関する記録

ポイント

○家畜排せつ物の年間の発生量、処理の方法及び処理の方法別の数量について記録すること。

家畜排せつ物の管理を適正に行うための基礎データです。  
年に1度記録し、保管しましょう。



記入様式(豚)

平成 年度 家畜排せつ物の発生量等に関する記録  
(記入日:平成 年 月 日)

1. 1年間の家畜排せつ物の発生量 (単位:トン/年)

種類	平均的な飼養頭数(頭)		1頭当たり排せつ物量		1年当たり排せつ物量		合計⑥
	①	②	③	④	⑤	⑥	
豚	0.77	1.39	(①×②)	(③×④)	(⑤×⑥)	(⑦±⑧)	
繁殖豚	1.20	2.56					
合計							

注1)平均的な飼養頭数は、2月1日現在の頭数又は当該年と前年の2月1日現在の平均頭数を用いて下さい。

2. 処理の方法及び処理の方法別の数量

処理方法	割合	
	ふん	尿
① 自家処理、自己の経営内で利用	割	割
② 自家又は経営外で処理し、経営外で利用	割	割
③ 浄化処理施設で処理	割	割
④ 焼却施設で処理	割	割
⑤ その他( )	割	割
合計	10 割	10 割

注1)②は、たい肥センター等の共同処理施設、耕種農家等へ譲渡したもについて記入して下さい。  
注2)ふん尿混合で処理を行っている場合や固形物として処理している場合はふんの欄に、液状物として処理している場合は尿の欄に記入して下さい。  
注3)割合は、過去1年間の処理方法に基づいて記入して下さい。

2 家畜排せつ物の管理施設(処理又は保管の用に供する施設)の構造

ポイント

○固形状の家畜排せつ物(堆肥も含む)の管理施設は、床をコンクリートなどの不浸透性材料で築造し、適当な覆い及び側壁を設けること。  
○液状の家畜排せつ物(液肥も含む)の管理施設は、不浸透性材料で築造した貯留槽とすること。



恒久的な施設整備



不浸透性シートによる簡易対応

### 3 家畜排せつ物の管理施設内での管理

#### ポイント

- 家畜排せつ物（堆肥・液肥も含む）は管理施設において適正に処理・保管されていること。

家畜排せつ物を地下浸透や流出させると、畜産経営に起因する悪臭の発生や、水質汚濁などの環境汚染問題の発生源となります。以下は不適正な事例です。適正に管理しましょう。



固形状の家畜排せつ物の野積み



液状の家畜排せつ物の素掘り



農作物等を作付しないほ場に家畜排せつ物を投入



管理施設ではない施設で家畜排せつ物を長期保管



汚水の流れ

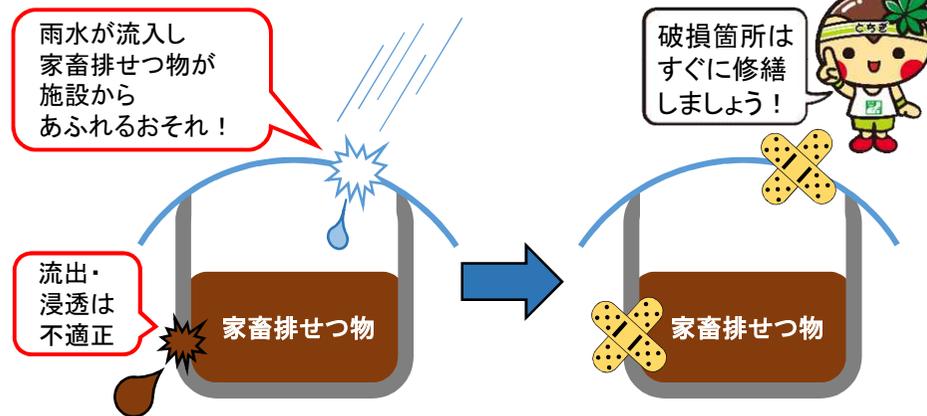
※ 雨水ますに汚水が流れ込んでいる

家畜排せつ物が、雨水排水経路へ流入し、農場外へ排出

### 4 管理施設の点検及び修繕等

#### ポイント

- 管理施設の定期的な点検を行うこと。
- 管理施設の床、覆い、側壁、又は槽に破損があるときは、遅滞なく修繕を行うこと。
- 送風装置などを設置している場合は、当該装置の維持管理を適切に行うこと。



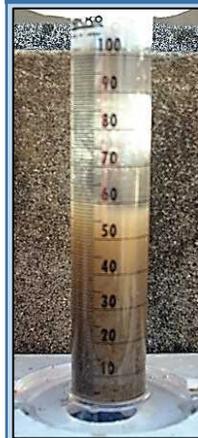
### 5 浄化処理施設の管理(※該当者のみ)

#### ポイント

- 浄化処理施設に負荷を与えないよう、汚水の量や性状を適切に管理すること。
- 浄化処理施設の運転管理を適切に行い、浄化機能を維持すること。

活性汚泥や処理水の水質の状態は以下の方法でチェックすることができます。

#### 1リットルメスシリンダーによる活性汚泥の状態測定



#### 測定方法

ばっ気槽の活性汚泥を1リットル取り、30分間静置します。

#### 測定結果

活性汚泥が凝集し、上澄み液が明確に分離する場合は、適切に管理できていると考えられます。

#### 透視度計による簡易測定



#### 測定方法

透視度計に処理水を満たし、上から底面の⊕が明確に見えるまで排水します。

#### 測定結果

透視度が13以下だと水質基準を超える危険性があります。水質検査を受けるとともにメンテナンスを行きましょう。